

## オープンアクセスリポジトリ推進協会作業部会設置規程

2017年3月22日  
オープンアクセスリポジトリ  
推進協会運営委員会

### (総則)

第1条 「オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会規程」の第6条に基づき、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）の運営委員会（以下「委員会」という。）に設置する作業部会について定める。

### (設置する作業部会)

第2条 委員会に、次の作業部会を設置する。

- (1) 研究データ作業部会
- (2) コンテンツ流通促進作業部会
- (3) コミュニティ強化・支援作業部会
- (4) 人材育成作業部会

2 運営委員会は、必要に応じて、時限的又は横断的な課題に係るタスクフォースを、作業部会のもとに設置できるものとする。

### (研究データ作業部会)

第3条 研究データ作業部会においては、オープンサイエンスの推進に寄与するため、研究データの公開、流通に関する先導的な取組みを行う。

### (コンテンツ流通促進作業部会)

第4条 コンテンツ流通促進作業部会においては、オープンアクセスを推進する学術情報流通の基盤を整備し、コンテンツの流通、活用を促進する。

### (コミュニティ強化・支援作業部会)

第5条 コミュニティ強化・支援作業部会においては、オープンアクセスを支えるコミュニティとしての機能を強化する。

### (人材育成作業部会)

第6条 人材育成作業部会においては、オープンアクセス、オープンサイエンスの推進に対応できる人材育成を行う。

(作業部会の運営)

第 7 条 作業部会の活動方針及び活動計画は、作業部会の審議を経て作業部会主査（以下「主査」という。）が策定し、委員会の承認を得るものとする。

2 主査は、委員会において作業部会の活動状況を報告するものとする。

3 主査は、作業部会員から副主査を指名することができる。

4 作業部会の業務遂行において必要な場合は、作業部会委員以外の者の協力を得ることができるものとする。

(庶務)

第 8 条 各作業部会の庶務は、協会事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 3 月 13 日に改正し、2019 年 4 月 1 日から施行する。